

幸田町特殊詐欺対策装置購入費補助制度 Q&A

1	この補助制度は、いつまで実施しますか？	令和 7 年 3 月 31 日まで実施します。
2	令和 6 年 4 月 1 日以前に購入した場合は補助対象になりますか？	補助の対象となります。 購入してから 2 か月以内に申請してください。
3	土日祝日でも申請できますか？	申請の受付は、役場開庁日のみとなります。土日、祝日及び年末年始の閉庁日につきましては、受付できませんので御注意ください。また、受付時間は、開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとさせていただきます。御了承ください。
4	申請は、機器の購入前ですか？購入後ですか？	購入後に書類を揃えて申請してください。また、手続きの中で必要となる場合がありますので、印鑑(シヤチハタ等のスタンプ印不可)を必ず御持参ください。
5	機器を購入した後、申請するまでの期限はありますか？	購入から 2 か月以内又は購入した年度の末日のどちらか早い期日までに申請してください。ただし、該当年度の 3 月 31 日が役場の閉庁日である場合は直前の開庁日とします。
6	申請に必要な書類は、どこでもらえますか？	防災安全課の窓口又は町ホームページから入手できます。
7	申請書の提出は、郵送でも可能ですか？	普通郵便でも結構ですが、提出書類の紛失等のトラブルを回避するため、特定記録や簡易書留などでご提出いただきますようお願いいたします。 なお、令和 7 年 4 月 1 日以降に到着した場合は補助の対象外となりますので、御注意ください。
8	申請書は、代理の人に提出してもらっても良いですか？	家族の方等が御提出していただいても結構です。ただし、申請者氏名の欄は補助対象者御本人様に限ります。また、後日、御本人様宛てに役場への請求書を送付いたしますので、御提出いただきますようお願いいたします。
9	現在 64 歳です。65 歳になってからでないと申請できませんか？	申請年度末日において満 65 歳以上になる方であれば、誕生日を迎える前でも申請できます。
10	現在、町外に住んでいますが、近々幸田町に引っ越す予定です。機器を購入すると補助対象になりますか？	補助対象者は、申請日において、町内に住所を有し、住民基本台帳に記録されていることが条件となります。
11	最近、幸田町に引っ越してきました。前住地で特殊詐欺対策装置の補	前住地で本補助制度と同内容の補助制度による補助金の交付を既に受けている場合は、幸田町で

	助金を申請しましたが、幸田町でも申請できますか?	は申請できません。
12	補助金は何回申請できますか?	本補助制度では、補助の対象となる特殊詐欺対策装置は1世帯に1台までとし、同じ世帯に本補助金を受けたことがある方がいた場合は、申請することができません。
13	機器を使用する際に必要となる番号表示サービスやデータサーバーの利用料は補助の対象に含まれますか?	機器の購入費(消費税含む)が補助の対象となりますので、番号表示サービスやデータサーバーの利用料は補助の対象とならず、利用者負担となります。御了承ください。
14	補助金交付申請書は、代筆して良いですか?又は、パソコンで入力しても良いですか?	申請者の申請確認及び誓約書兼同意書の確認のため、様式内の署名は、必ず申請者御本人様が記入してください。その他の部分(機器情報等)は、代筆やパソコン入力でも結構です。
15	どれくらいの期間で補助金を受け取ることができますか?	請求書を受理してから、おおむね1か月後の振込みを予定していますが、申請件数等により前後する場合があります。あらかじめ御了承ください。
16	補助金の受取方法は?現金での受取りも可能ですか?	補助金の受取方法は、申請者御本人様名義の口座への振込みのみとなります。現金での受取りはできません。また、受取りは申請者様に限りませので、他人名義の口座への振込みもできません。
17	機器を購入して補助金を受け、すぐに売却や譲渡等をする事は認められますか?	認められません。 補助金を受けた機器は、購入日から1年間は使用してください。1年未満で機器を処分(売却や譲渡等)したときは、補助金を返還していただく場合があります。 ただし、やむを得ない事情と町が判断した場合は、補助金を返還する必要はありません。
18	補助金を受け取った後、町外へ転出することになってしまいましたが、補助金は返還となりますか?	申請者御本人様が引き続き使用し、売却、譲渡等の処分を行わなければ、補助金を返還する必要はありません。

問合せ

総務部防災安全課安全対策グループ(3階7番窓口)
TEL62-1111(内線372)